|  |
| --- |
| 確　　　認　　　事　　　項 |
| １ | 月額利用料等は、久喜市学童保育運営協議会（以下「協議会」という。）が定める振替日に、届出口座から引き落としができるようにします。 |
| ２ | やむを得ない理由もなく、利用料を滞納した場合は、退所を求められる場合があります。 |
| ３ | 協議会が定める保育ルールを守り、集団保育を妨げる行為や危険な行為を行わないよう、入所児童に説明します。 |
| ４ | クラブ内でいじめ、暴力などの行為が確認された場合は、問題解決のため、保護者の意見を伺う機会が設けられ、出席を求められる場合があります。 |
| ５ | 入所児童がいじめや暴力、危険な行為を繰り返す場合は、保護者に相談のうえ、退所を求められる場合があります。 |
| ６ | 入所児童が安全、安心に施設を利用するため、協議会が必要とする個人情報（アレルギー疾患、服薬内容、医師の診断書など）の提供に協力します。 |

久喜市立　　　　　　　　　　　クラブの入所申請にあたり、次の確認事項について同意します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

一般社団法人久喜市学童保育運営協議会理事長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

保護者　　住　所

氏　名

　　　　　　　（入所申込児童）

　　　　　　　　　児童名

　　　　　　　　　学校名・学年　　　　　　　　　　　　小学校　　　　　学年

**写真の掲載について**

協議会では、日頃のお子様たちの様子をお伝えするため、クラブだより・協議会だよりに写真を掲載し、協議会のホームページで紹介しています。写真の掲載にあたり

以下のいずれかにチェックをお願いします。

写真の掲載に　　□　同意します　　　□　同意しません